

# 雲南市地域防災計画 (震災編)

平成26年5月改訂



島根県 雲南市

# 雲南市地域防災計画（震災編） 目次

## 第1編 総則

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b>	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の性格等	1
<b>第2章</b>	<b>震災対策の基本方針</b>	3
第1	防災施策の基本的な考え方	3
第2	防災施策の基本方針	4
<b>第3章</b>	<b>地域防災計画において重点を置くべき事項</b>	7
第1	大規模広域災害への即応力の強化に関する事項	7
第2	被災地への物資の円滑な供給に関する事項	7
第3	住民等への円滑かつ安全な避難に関する事項	7
第4	被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	7
第5	事業者や住民等との連携に関する事項	7
第6	大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項	7
<b>第4章</b>	<b>地震防災環境</b>	8
第1	自然環境の特性	8
第2	社会環境の特性と変化	9
第3	災害履歴	11
<b>第5章</b>	<b>地震被害想定</b>	13
第1	地震被害想定調査の概要	13
第2	想定地震	13
第3	想定される被害の概要	16
<b>第6章</b>	<b>関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱</b>	28
第1	関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	28
第2	国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関、市民及び事業所の責務	33
<b>第7章</b>	<b>計画の運用等</b>	35
第1	平常時の運用	35
第2	災害時の運用	35

## 第2編 地震災害対策計画

### 第1章 地震災害予防計画

第1節	地盤災害の予防	37
第1	基本的な考え方	37
第2	崩壊危険地域の予防対策	37
第3	液状化危険地域の予防対策	40
第4	造成地の予防対策	41
第5	土地利用の適正化	42
第2節	建築物・公共土木施設災害の予防	43
第1	基本的な考え方	43
第2	建築物の災害予防	43
第3	まちの不燃化	44
第4	ライフライン施設の安全化	46
第5	交通施設の安全化	49
第6	河川等施設の耐震化	50
第3節	危険物施設等の安全対策	52
第1	基本的な考え方	52
第2	消防法に定める危険物施設の予防対策	52
第3	高压ガス施設の予防対策	52
第4	火薬類施設の予防対策	53
第5	毒劇物取扱施設の予防対策	53
第4節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	54
第5節	防災活動体制の整備	55
第1	基本的な考え方	55
第2	災害対策本部体制の整備	55
第3	防災中枢機能等の確保・充実	56
第4	広域応援協力体制の整備	56
第5	災害救助法等の運用体制の整備	58
第6	公的機関等の業務継続性の確保	58
第7	複合災害体制の整備	58
第8	罹災証明書の発行体制の整備	59
第6節	情報管理体制の整備	60
第1	基本的な考え方	60
第2	情報通信設備の整備	60
第3	震度・潮位観測情報等伝達体制の整備	60
第4	総合防災情報システムの運用	61

<b>第7節</b>	<b>広報体制の整備</b> .....	6 2
第1	基本的な考え方 .....	6 2
第2	市民への的確な情報伝達体制の整備 .....	6 2
第3	報道機関等との連携体制の整備 .....	6 2
第4	災害用伝言サービス活用体制の整備 .....	6 3
<b>第8節</b>	<b>避難予防対策</b> .....	6 4
第1	基本的な考え方 .....	6 4
第2	避難体制の整備 .....	6 4
第3	指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の整備・周知 .....	6 8
第4	応急仮設住宅の確保体制の整備 .....	7 0
<b>第9節</b>	<b>火災予防</b> .....	7 1
第1	基本的な考え方 .....	7 1
第2	出火防止 .....	7 1
第3	初期消火 .....	7 1
第4	消防力の強化 .....	7 2
<b>第10節</b>	<b>救急・救助体制の整備</b> .....	7 3
第1	基本的な考え方 .....	7 3
第2	救急・救助体制の整備 .....	7 3
第3	救急・救助用資機材等の整備 .....	7 4
<b>第11節</b>	<b>医療体制の整備</b> .....	7 6
第1	基本的な考え方 .....	7 6
第2	情報収集管理体制の整備 .....	7 6
第3	医療救護体制の整備 .....	7 6
第4	防災訓練 .....	7 6
<b>第12節</b>	<b>交通確保、規制体制の整備</b> .....	7 7
第1	基本的な考え方 .....	7 7
第2	交通規制の実施責任者 .....	7 7
第3	交通規制の実施体制の整備 .....	7 7
第4	緊急通行車両等の事前届出・確認 .....	7 8
<b>第13節</b>	<b>輸送体制の整備</b> .....	8 1
第1	基本的な考え方 .....	8 1
第2	輸送体制の整備方針 .....	8 1
第3	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 .....	8 2
第4	緊急輸送道路啓開体制の整備 .....	8 3
<b>第14節</b>	<b>防災施設、装備等の整備</b> .....	8 4
第1	基本的な考え方 .....	8 4
第2	災害用臨時ヘリポートの整備 .....	8 4
第3	防災装備等の整備・充実 .....	8 4

<b>第15節</b>	<b>食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備</b>	8 6
第1	基本的な考え方	8 6
第2	食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	8 6
第3	飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備	8 7
第4	燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	8 7
第5	災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	8 9
第6	医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	9 0
<b>第16節</b>	<b>廃棄物等の処理体制の整備</b>	9 5
第1	基本的な考え方	9 5
第2	廃棄物処理体制の整備	9 5
第3	し尿処理体制の整備	9 5
第4	応援協力体制の整備	9 6
<b>第17節</b>	<b>防疫・保健衛生体制の整備</b>	9 7
第1	基本的な考え方	9 7
第2	防疫・保健衛生体制の整備	9 7
第3	食品衛生、監視体制の整備	9 7
第4	防疫用薬剤及び器具の備蓄	9 7
第5	動物愛護管理体制の整備	9 7
<b>第18節</b>	<b>消防団及び自主防災組織の育成強化</b>	9 8
第1	基本的な考え方	9 8
第2	消防団の育成強化	9 8
第3	自主防災組織の育成強化	9 8
第4	住民による地区の防災活動の推進	9 8
<b>第19節</b>	<b>企業（事業所）における防災の促進</b>	1 0 0
第1	基本的な考え方	1 0 0
第2	防災体制の整備	1 0 0
第3	事業継続の取組の推進	1 0 0
第4	事業者による地区の防災活動の推進	1 0 0
<b>第20節</b>	<b>災害ボランティアの活動環境の整備</b>	1 0 2
第1	基本的な考え方	1 0 2
第2	災害ボランティアの活動内容	1 0 2
第3	災害ボランティアとの連携体制の整備	1 0 2
第4	災害ボランティアの育成	1 0 2
第5	災害ボランティアコーディネーターの育成	1 0 3
第6	災害ボランティアの普及・啓発	1 0 3

<b>第21節</b>	<b>防災教育</b>	104
第1	基本的な考え方	104
第2	市職員への防災教育	104
第3	市民への防災教育	104
第4	学校教育における防災教育	106
第5	防災上重要な施設の職員等への教育	107
第6	事業所における防災教育等	107
第7	災害教訓の伝承	108
<b>第22節</b>	<b>防災訓練</b>	109
第1	基本的な考え方	109
第2	総合防災訓練	109
第3	シミュレーション訓練（図上訓練）	109
第4	個別訓練	109
<b>第23節</b>	<b>要配慮者等安全確保体制の整備</b>	112
第1	基本的な考え方	112
第2	避難行動要支援者等支援体制の整備	112
第3	地域における要配慮者対策	114
第4	社会福祉施設・病院等における災害時要援護者対策	114
<b>第24節</b>	<b>孤立地区対策</b>	116
第1	基本的な考え方	116
第2	通信手段の確保	116
第3	物資供給・救助体制の確立	116
第4	孤立に強い地区づくり	116
第5	道路寸断への対応	117
<b>第25節</b>	<b>調査研究</b>	118
第1	基本的な考え方	118
第2	震災対策調査研究の推進	118
第3	地域危険度調査研究の促進	118

## 第2章 地震災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	1 1 9
第1	基本的な考え方	1 1 9
第2	県の応急活動体制の確立	1 1 9
第3	市の応急活動体制の確立	1 2 1
第4	防災関係機関等の応急活動体制の確立	1 3 3
第2節	災害情報の収集・伝達	1 3 5
第1	基本的な考え方	1 3 5
第2	情報管理体制の確立	1 3 5
第3	地震情報の収集・伝達	1 3 6
第4	被害情報等の収集・伝達	1 4 1
第3節	災害広報	1 5 6
第1	基本的な考え方	1 5 6
第2	市による災害広報の実施	1 5 6
第3	関係機関等による災害広報の実施	1 5 7
第4	住民等からの問い合わせに対する対応	1 5 8
第4節	広域応援体制	1 5 9
第1	基本的な考え方	1 5 9
第2	市町村・消防における相互応援協力	1 5 9
第3	市における広域応援体制	1 5 9
第4	緊急消防援助隊による応援	1 6 0
第5節	自衛隊の災害派遣体制	1 6 2
第1	基本的な考え方	1 6 2
第2	自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法	1 6 2
第3	自衛隊の災害派遣活動	1 6 4
第4	自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等	1 6 6
第6節	災害救助法の適用	1 7 1
第1	基本的な考え方	1 7 1
第2	災害救助法の実施機関	1 7 1
第3	災害救助法の適用基準	1 7 1
第4	被災世帯の算定基準	1 7 4
第5	災害救助法の適用手続き	1 7 4
第6	災害救助の実施方法等	1 7 5
第7節	避難活動	1 7 9
第1	基本的な考え方	1 7 9
第2	要避難状況の早期把握・判断	1 7 9
第3	避難の勧告・指示の実施	1 7 9
第4	警戒区域の設定	1 8 4
第5	避難の勧告・指示の伝達	1 8 5

第6	避難の誘導等	186
第7	避難所の開設、運営	188
第8	広域一時避難	191
<b>第8節</b>	<b>消防活動</b>	192
第1	基本的な考え方	192
第2	市・消防本部等による消防活動	192
第3	他の消防本部に対する応援要請	193
<b>第9節</b>	<b>救急・救助活動</b>	195
第1	基本的な考え方	195
第2	救急・救助活動	195
第3	救急・救助用資機材等の確保	196
<b>第10節</b>	<b>医療救護</b>	197
第1	基本的な考え方	197
第2	緊急救護活動	197
第3	助産救護活動	199
第4	医薬品・医療用資器材等の調達	199
第5	傷病者等の搬送	199
第6	特別に配慮を要する患者への対応	199
<b>第11節</b>	<b>警備活動</b>	201
第1	基本的な考え方	201
第2	災害警備体制の確立	201
第3	災害警備措置	201
<b>第12節</b>	<b>交通確保、規制</b>	205
第1	基本的な考え方	205
第2	交通規制の実施	205
第3	緊急通行車両の確認等	207
第4	発見者等の通報と運転者のとるべき措置	211
第5	道路啓開	212
<b>第13節</b>	<b>緊急輸送</b>	214
第1	基本的な考え方	214
第2	緊急輸送の実施	214
第3	緊急輸送手段等の確保	214
第4	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	216
<b>第14節</b>	<b>浸水、土砂災害対策</b>	218
第1	基本的な考え方	218
第2	浸水、土砂災害防止体制の確立	218
第3	浸水被害の拡大防止	218
第4	土砂災害等による被害の拡大防止	218
第5	土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報	220



<b>第15節</b>	<b>施設等の応急対策</b> .....	2 2 1
第1	基本的な考え方 .....	2 2 1
第2	社会公共施設の応急対策 .....	2 2 1
第3	建築物の応急対策 .....	2 2 1
第4	宅地の応急対策 .....	2 2 3
第5	危険物施設等の応急対策 .....	2 2 3
第6	農作物、家畜及び関連施設の応急対策 .....	2 2 5
第7	ライフライン施設応急復旧体制 .....	2 2 5
第8	交通施設の応急対策 .....	2 3 4
第9	河川、砂防及び治山施設の応急対策 .....	2 3 5
<b>第16節</b>	<b>要配慮者の安全確保</b> .....	2 3 7
第1	基本的な考え方 .....	2 3 7
第2	災害を契機に要援護者となった者に対する対策 .....	2 3 7
第3	高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 .....	2 3 7
第4	児童、ひとり親家庭等に係る対策 .....	2 3 8
第5	観光客及び外国人に係る対策 .....	2 3 9
第6	社会福祉施設等に係る対策 .....	2 4 0
<b>第17節</b>	<b>孤立地区対策</b> .....	2 4 1
第1	基本的な考え方 .....	2 4 1
第2	孤立実態の把握 .....	2 4 1
第3	物資供給、救助の実施 .....	2 4 1
第4	道路の応急対策 .....	2 4 1
<b>第18節</b>	<b>食料、飲料水及び生活必需品等の供給</b> .....	2 4 2
第1	基本的な考え方 .....	2 4 2
第2	救援物資の管理体制 .....	2 4 2
第3	食料の確保及び供給 .....	2 4 4
第4	飲料水等の供給 .....	2 4 8
第5	生活必需品等の供給 .....	2 4 9
<b>第19節</b>	<b>災害ボランティアの受入、支援</b> .....	2 5 2
第1	基本的な考え方 .....	2 5 2
第2	災害ボランティアの受入、支援 .....	2 5 2
<b>第20節</b>	<b>文教対策</b> .....	2 5 3
第1	基本的な考え方 .....	2 5 3
第2	児童等の安全確認・施設被害状況確認 .....	2 5 3
第3	応急対策の実施 .....	2 5 3
第4	応急教育の実施 .....	2 5 4
第5	学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置 .....	2 5 5
<b>第21節</b>	<b>廃棄物等の処理</b> .....	2 5 7
第1	基本的な考え方 .....	2 5 7
第2	廃棄物処理 .....	2 5 7

第3	し尿処理	258
第4	応援協力体制の確保	258
第5	廃棄物処理施設機能の復旧	259
第6	産業廃棄物の処理	259
<b>第22節</b>	<b>防疫及び保健衛生</b>	<b>260</b>
第1	基本的な考え方	260
第2	防疫活動	260
第3	保健活動	260
第4	精神保健活動	260
第5	動物愛護管理対策	261
<b>第23節</b>	<b>遺体の搜索、処理及び埋・火葬</b>	<b>262</b>
第1	基本的な考え方	262
第2	遺体の搜索	262
第3	遺体の処理	262
第4	遺体の検視等	262
第5	遺体の埋・火葬	262
<b>第24節</b>	<b>住宅確保及び応急対策</b>	<b>264</b>
第1	基本的な考え方	264
第2	応急住宅の提供	264
第3	被災住宅の応急修理	266
第4	住宅関係障害物除去	267
第5	災害復旧用材の確保	267
第6	民間賃貸住宅の紹介、斡旋	267

### 第3章 地震災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧事業の実施	269
第1	基本的な考え方	269
第2	災害復旧事業計画の作成	269
第3	災害復旧事業の実施	269
第4	災害復興計画の作成	271
第5	被災市町村への支援	272
第2節	生活再建等支援対策の実施	273
第1	基本的な考え方	273
第2	被災者の生活相談	273
第3	被災者の被災状況の把握	273
第4	義援金、義援品の受付、配分	273
第5	生活資金及び事業資金の融資	275
第6	郵便・電話等の支援措置	276
第7	税等の徴収猶予、減免	277
第8	災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	278
第9	被災者生活再建支援法等に基づく支援	278
第3節	激甚災害の指定	282
第1	基本的な考え方	282
第2	激甚災害指定手続	282
第3	激甚災害指定基準	283
第4	局地激甚災害指定基準	285
第5	特別財政援助等の申請手続等	286
第6	激甚法に定める事業及び関係部局	286

# 第 1 編

## 総 則



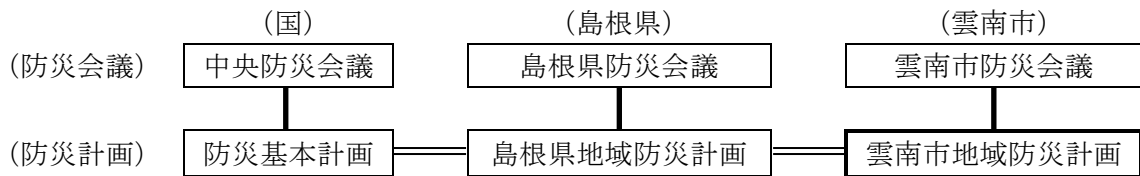
# 第1編 総則

## 第1章 計画の概要

### 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき雲南市防災会議が作成する計画であって、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

#### 【防災会議並びに防災計画の体系】



### 第2 計画の性格等

#### 1 計画の前提

本計画は、市域の震災対策の基本計画であり、本章「第4節 地震被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の教訓を反映するものとする。東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の教訓としては、「自然現象は不確実性を伴うことから、想定には一定の限界があること」、「市町村の災害対策本部機能の低下等」、「各種物資の著しい不足」、「発災直後から復旧・復興に至るまでの被災者支援のあり方」などがあげられる。

#### 2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは雲南市防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。

#### 3 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、市域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、本計画は、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画(水防法に基づく水防計画等)又は防災に関連する計画(国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等)の防災に関する部分と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

#### 4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、国、

指定公共機関、県及び市は、国土強靱化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

## 5 計画の周知、習熟

本計画は、市及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底するものとする。

また、各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

## 6 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 基本法 …………… 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (2) 救助法 …………… 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (3) 県防災計画 …………… 災害対策基本法第40条に基づき、島根県防災会議が作成する島根県地域防災計画をいう。
- (4) 市防災計画 …………… 災害対策基本法第42条に基づき、雲南市防災会議が作成する雲南市地域防災計画をいう。

## 第2章 震災対策の基本方針

### 第1 防災施策の基本的な考え方

- (1) 想定される大規模地震災害時においては、下表に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が生ずることが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の基本理念を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、国、県、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県、市、事業者、県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。
- (3) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

#### 災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危険等	内 容
災害による 人命危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊による下敷き、生き埋めによる人命危険</li> <li>・転倒・落下した家具による人命危険</li> <li>・ブロック塀等の倒壊による人命危険</li> <li>・津波による人命危険</li> <li>・地震火災による人命危険</li> <li>・地震時の斜面崩壊、土砂災害による生き埋め等による人命危険</li> <li>・重傷患者等の診療機会喪失による人命危険</li> <li>・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険</li> </ul>
災害による 生活上の制約 (障害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期の避難所生活</li> <li>・長期の応急仮設住宅生活</li> <li>・長期にわたる生活再建の困難</li> <li>・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約</li> <li>・その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）</li> </ul>



## 第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、県、市、防災関係機関、市民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次のとおりである。

### 1 周到でかつ十分な震災予防

#### (1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

ア 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせると一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

#### (2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

ア 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等地震に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、消防団・自主防災組織\*1等の育成強化、災害ボランティア\*2活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。

ウ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。

エ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

### 2 迅速かつ円滑な震災応急対策

#### (1) 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者\*3」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### (2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

ア 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、的確な避難勧告・指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支

援に留意する。

イ 災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣、海上保安庁への応援協力の要請など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。

ウ 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。

エ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

オ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

カ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

キ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、県民等からの問い合わせに対応する。

ク 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ケ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。

コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。

シ 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

ス ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入る。

### 3 適切かつ速やかな震災復旧・復興

(1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。

ア 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおりである。

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の震災復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ 物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。

エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ 被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。

カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

キ 大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

(注)

- \* 1 自主防災組織：「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域市民の自主的な防災組織。
- \* 2 災害ボランティア：個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域市民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。
- \* 3 要配慮者：高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

## 第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ、当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

### 第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市間の相互支援体制を構築すること。また、国、県及び市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

### 第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

### 第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた屋内での待避等の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

### 第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

### 第5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

### 第6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、県及び市は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

## 第4章 地震防災環境

### 第1 自然環境の特性

#### 1 地形概要

雲南市の地形は、南部は毛無山（1,062m）を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、標高差が大きくなっている。市内には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川、その支流である阿用川、吉田川などが流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川、波多川が流れている。

加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平坦部が広がっているが、南部は中国山地に至る広範な山間部である。

総面積は、553.4km<sup>2</sup>で島根県の総面積の8.3%を占め、その大半を林野が占めている。

島根県の地形は、中国地方を北に偏って走る脊梁山地の存在を反映した多くの特徴を持っている。また、標高1,000mから1,300mの高さを持つ脊梁山地からは標高400m前後のやや低い山地が北へのび、高原、丘陵地を形成し、短く急な河川がこれらを分断している。これらの山地や丘陵地の、相対的に低所に小規模な盆地が分布する。

島根半島は標高500m前後の山地であり、その南側は斐伊川、神戸川、飯梨川などによる埋積が進行中で沖積地を形成している。ここ以外の沖積地は高津川、江の川などの下流部に小さなものがあるにすぎない。

海岸線は千kmを超え、沖合に流れる対馬暖流や大陸棚により日本海には良好な漁場が形成されている。

#### 2 地質概要

雲南市の地質は、大東町、木次町、加茂町及び三刀屋町では、花崗岩地帯で風化浸食による山地崩壊を起こしやすい地帯（真砂土地帯）となっている。

吉田町及び掛合町では、花崗岩を主体としているが、三瓶火山灰、乳石等が残留し母岩風化物と火山物質の混合物が土壌母材となっている。（褐色低地土壌、黒ボク土壌が多い。）

島根県の地質は、その形成時代に幅があること、分布する地質の種類が多様であることから変化に富んでいる。大きくみると江の川付近より西側の地域は中～古生界の三郡変成岩類、中生界の火山岩類そして新生界の火山岩類が分布し、東側では新生界の花崗岩類と堆積岩類が分布する。このような地質分布は地形にも反映しており、硬質な岩体を主とする西部は急峻な山地が多いのに対し、深層風化した花崗岩類などの多い東側は丘陵状の山地が広がっている。また、隠岐島では新生界の火山岩類が広く分布する。

防災計画上特に注意が求められる沖積地は、県東部の出雲平野、松江平野、飯梨川平野及び西部の益田平野がある。

出雲平野には、氷期の低海面時の谷が埋積されており堆積物は厚さ80mにも及ぶ。松江平野は内湾性の貝化石を含む粘土、シルトからなる低平な平野である。基盤は新生界の地質からなり、海面下10m～20mの深さに平らな段丘上の地形を呈している。飯梨川平野の流域はほとんどが花崗岩類からなっており、河床の堆積が著しく、下流の3km以上は明瞭な天井川となっている。一方、西部の益田平野は高津川と益田川によって形成されたもので、海沿いにはかなり広い砂丘が分布しておりこの砂丘で閉塞された内側が河川堆積物で埋積されて沖積地が形成されたものである。

る。

## 第2 社会環境の特性と変化

地震災害時においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものに加えて、社会的条件に起因するものが同時複合的に発生することが特徴である。

島根県において被害を拡大する社会的要因としては次のような点が考えられる。

### 1 交通機関の発達

島根県において自動車は生活に欠かせないものになっているが、自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因になるとともに、震災時に引き起こされる交通の混乱は被害を著しく拡大することが予想される。

また、山陰自動車道、浜田自動車道、3空港（出雲、石見、隠岐）、山陰本線の高速化といった高速交通網の整備により利便性が増大した反面、大規模被害発生の危険性も大きくなっている。

### 2 生活環境の変化

今日電気、電話、ガス、上水道、下水道等のライフライン施設、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワークは日常に欠かせないものになっているが、これらが被災した場合には復旧までに時間を要し被災者の生活に著しい影響を与えることになる。また、二次災害の危険も懸念されるところである。このため、これらの施設の耐震化を進めるとともに、補完的機能の充実に努める。

### 3 高齢化の進展

雲南市の高齢化率（65歳以上）は下表のとおりであり、高齢化が進んでいる。地震が発生した場合、市民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとる必要があるが、高齢者（とりわけ独居老人）にとって適切な行動をとることは必ずしも容易ではなく、被害発生の危険性が大となる。

	高齢化率	人口	世帯数
平成26年3月31日現在	34.64%	41,131人	13,583世帯
平成25年3月31日現在	33.67%	41,687人	13,593世帯

### 4 防災対策推進上の留意点

市民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次の掲げる項目に留意する必要がある。

#### (1) 自主防災の強化

市民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

#### (2) 要配慮者対策の推進

ア 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かい施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者<sup>\*1</sup>の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者<sup>\*2</sup>が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ 国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、在日・訪日外国人の円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

### (3) 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

#### (注)

\* 1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

\* 2 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

## 第3 災害履歴

過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）地震は、以下の表のとおりである。

島根県被害地震、津波一覧表

(松江地方気象台)

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
880. 11. 23 元慶 4. 10. 14	35.4°	133.2°	7 程度	出雲	神社仏閣家屋転倒す。
1026. 6. 16 万寿 3. 5. 23	不明	不明	不明	石見	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害 (「中国地方の地震活動」東大地震研究所 の調査資料より)
1748. 6. 18 寛延 1. 5. 23	不明	不明	不明	松江	雲州地震、松江鵜部屋橋石壁崩れ橋落つと いう。「出雲市史抜粋」による。
1778. 2. 14 安永 7. 1. 18	34.6°	132.0°	6.5 程度	石見	那賀郡波佐村で石垣崩る。都茂村で落石。 三隅川沿いで山崩れ・家潰れ等ありしとの こと。
1823. 1. 14 文政 5. 12. 3	不明	不明	不明	石見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村で潰家10 戸。
1835. 3. 12 天保 6. 2. 14	35.1°	132.6°	5 1/2	石見	高畑村で石地藏・石塔・墓石など倒れ、蔵 の壁破る。
1859. 1. 5 安政 5. 12. 2	34.8°	131.9°	6.2± 0.2	石見	那賀郡、美濃郡強く、波佐村で山崩れ、周 布村で潰家数戸、美濃村で潰家10、高城村 で石垣崩れる。
1859. 10. 4 安政 6. 9. 9	34.5°	132.0°	6.0～ 6.5	石見	那賀郡で強く、周布村で家屋倒壊数戸、地 割れあり。
1872. 3. 14 明治 5. 2. 6	35.15°	132.1°	7.1	島根県西部 沿岸 (石見浜田 地震)	前震あり、3月9日頃から鳴動、14日11時微 震引き続き鳴動、16時強震、本震の10分前 に微震。 島根県では、死者551、負傷者582、全潰4、 506、半壊6,072、焼失230、山崩れ6,567、 道路・橋・堤防にも被害があった。海岸で は海水の変動があった。
1904. 6. 6 明治37年	35.3°	133.2°	5.8	島根県東部	能義郡内で堤防亀裂、瓦の落下などあり。 最大震度5：境
1914. 5. 23 大正 3年	35.35°	133.2°	5.8	島根県東部	能義郡、八束郡、大原郡で壁の亀裂、土地 の崩壊、亀裂等があり、玉造温泉では湧出 量が3倍となり昇温した。 【気象集誌】
1941. 4. 6 昭和16年	34° 31.6′	131° 38. 1′	6.2	山口県北部	この地方ではまれにみる大きな地震、震央 に近い島根、山口県境の北部で小被害、山 陰本線石見津田と奈古駅間の路線の築堤に 亀裂、橋脚の沈下を生ず。
1943. 9. 10 昭和18年	35° 28.4′	134° 11. 0′	7.2	鳥取県東部 (鳥取地震)	島根県では壁に亀裂が入ったり、屋根瓦の 落ちた民家もある。また煙突の折れたとこ ろもあった。



発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
1946. 12. 21 昭和21年	32° 56.1'	135° 50.9'	8.0	紀伊半島沖 (南海地震)	一部では壁が崩れたり、平田、大社では倒壊した民家もあった。松江、塩冶、掛合で発光現象があった。
1950. 8. 22 昭和25年	35° 10.2'	132° 38.7'	5.2	島根県西部	震央付近で崖崩れ、壁に亀裂、墓石の転倒、井戸水の白濁などの軽被害があった。
1964. 6. 16 昭和39年	38° 22.2'	139° 12.7'	7.5	新潟県沖 (新潟地震)	島根県では住家床下浸水1、住家一部破損38、水田冠水10haの被害があった。
1977. 5. 2 昭和52年	35° 09.0'	132° 42.0'	5.6	島根県東部	住宅被害107棟、道路、農地などにも被害。
1978. 6. 4 昭和53年	35° 05.0'	132° 42.0'	6.1	島根県東部	被害状況は、住家半壊29棟、同一部破損39棟、非住家全壊2棟、同半壊2棟、同一部破損33棟、道路被害47箇所、水道被害16箇所、商工関係64箇所。
1983. 5. 26 昭和58年	40° 21.6'	139° 04.4'	7.7	秋田県沖 (昭和58年日本海中部地震)	この地震による津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者5人、住家床上浸水152棟、同床下浸水279棟、耕地冠水29ha、漁船被害305隻、橋梁被害1箇所、り災世帯152、り災者数496。
1991. 8. 28 平成 3年	35° 19.4'	133° 11.2'	5.9	島根県東部	被害状況は、鉄道の運休6・遅れ104、道路損壊1、落石のため全面通行止めとなった道路2、他に壁に亀裂・ヒビ、廊下にヒビ割れ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦の落下・ずれ、墓石回転・ずれ等があった。地鳴りがあった。
1993. 7. 12 平成 5年	42° 46.9'	139° 10.8'	7.8	北海道南西沖 (平成5年北海道南西沖地震)	津波による被害は、隠岐島、島根半島を中心に、民家の床上浸水5棟、床下浸水78棟、漁船被害93隻等。その他養殖いけす、漁具等にも被害が出た。
1997. 6. 25 平成 9年	34° 26.5'	131° 40.0'	6.6	山口県北部	益田市で震度5強を観測した。人的被害はなかったが、震源に近い鹿足郡津和野町や益田市でモルタルの壁が崩れる等の小被害が発生した。
2000. 10. 6 平成12年	35° 16.5'	133° 20.9'	7.3	鳥取県西部 (平成12年鳥取県西部地震)	安来市、宍道町、仁多町で震度5強を観測した。島根県では重傷2名、軽傷9名、住家全壊34棟、半壊576棟、道路被害43箇所、橋梁被害2箇所等。
2001. 3. 24 平成13年	34° 07.2'	132° 42.5'	6.7	安芸灘 (平成13年芸予地震)	羽須美村、桜江町、三隅町で震度5弱を観測した。島根県で軽傷3名、一部損壊住家10棟、文教施設9、医療施設2、道路6箇所等

参考：新稿 日本被害地震総覧 宇佐美龍夫著  
消防庁資料

## 第5章 地震被害想定

島根県は、地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に平成22年度から平成24年度にかけ調査を行った。

調査実施にあたっては、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づき、地震発生時の揺れの大きさや津波などの状況を予測し、さらにその時に起こりうる物的・人的被害の諸状況を予測されている。

市は、この調査結果を踏まえ、市地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する。

### 第1 地震被害想定調査の概要

#### ① 調査対象範囲

調査の対象は、島根県全域（6,707.86km<sup>2</sup>（平成21年10月末現在））

#### ② 調査単位

解析・評価を行う単位は、250mメッシュ単位（標準地域メッシュの第3次地域区画の4分の1地域メッシュ）及び行政区（市町村）を併用し、予測項目によっては地点・路線等とした。

また、津波の想定については、沿岸域で50mメッシュ単位とした。

#### ③ 想定ケース

想定時間帯として次の3ケースを想定した。

- (1) 冬・早朝5時（兵庫県南部地震と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）
- (2) 秋・昼12時（日中の社会活動が盛んな時間帯：多くの人が会社、学校など自宅外にいる）
- (3) 冬・夕刻18時（出火危険性の高い時間帯：帰宅等による人口移動時間帯と重なる。）

※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データを基に、

冬：湿度72%、風速17m/s、風向：西南西

秋：湿度76%、風速16m/s、風向：西南西

として設定した。

※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

### 第2 想定地震

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す9地震とした。

想定地震一覧表

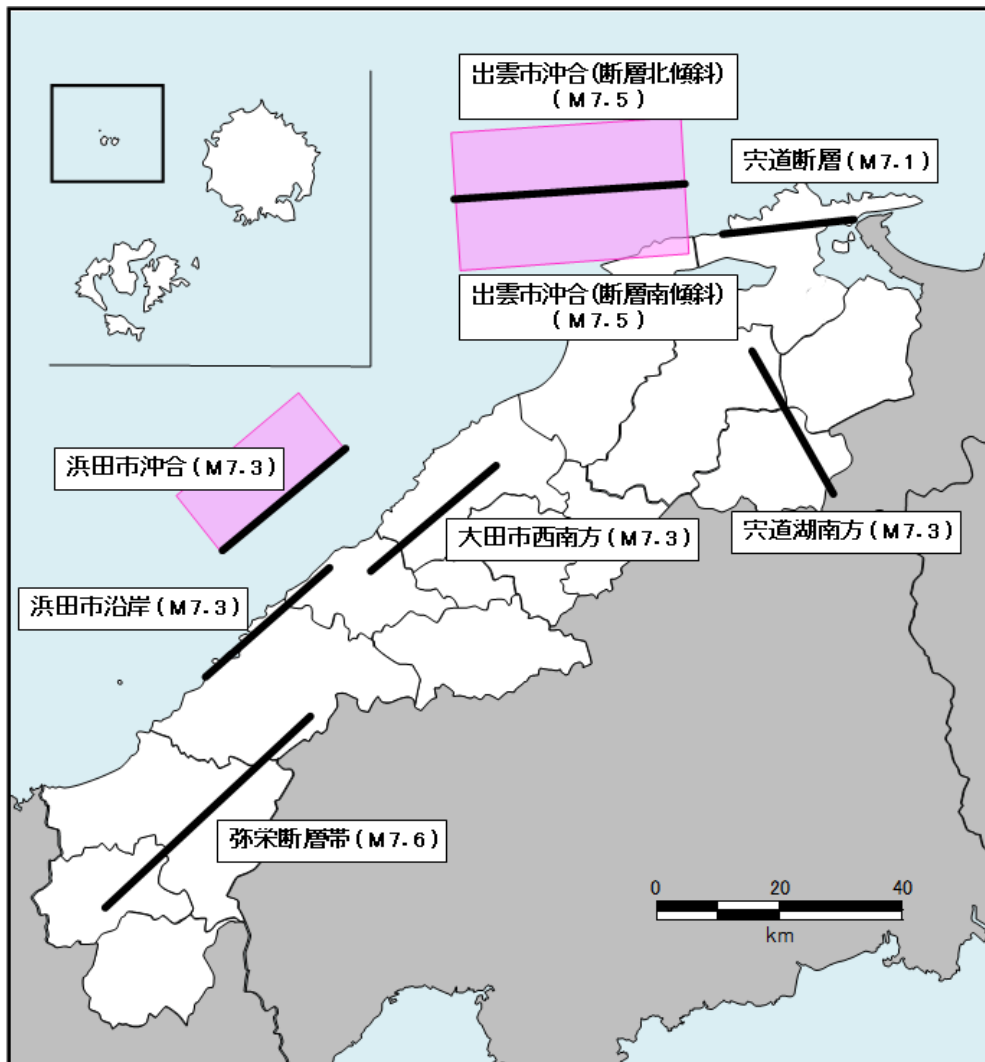
	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域

	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震 (M7.85) 【参考】佐渡島北方沖の地震 (M8.01)	7.85及び8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜および南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○	海域の浅い地震を想定	海底地形

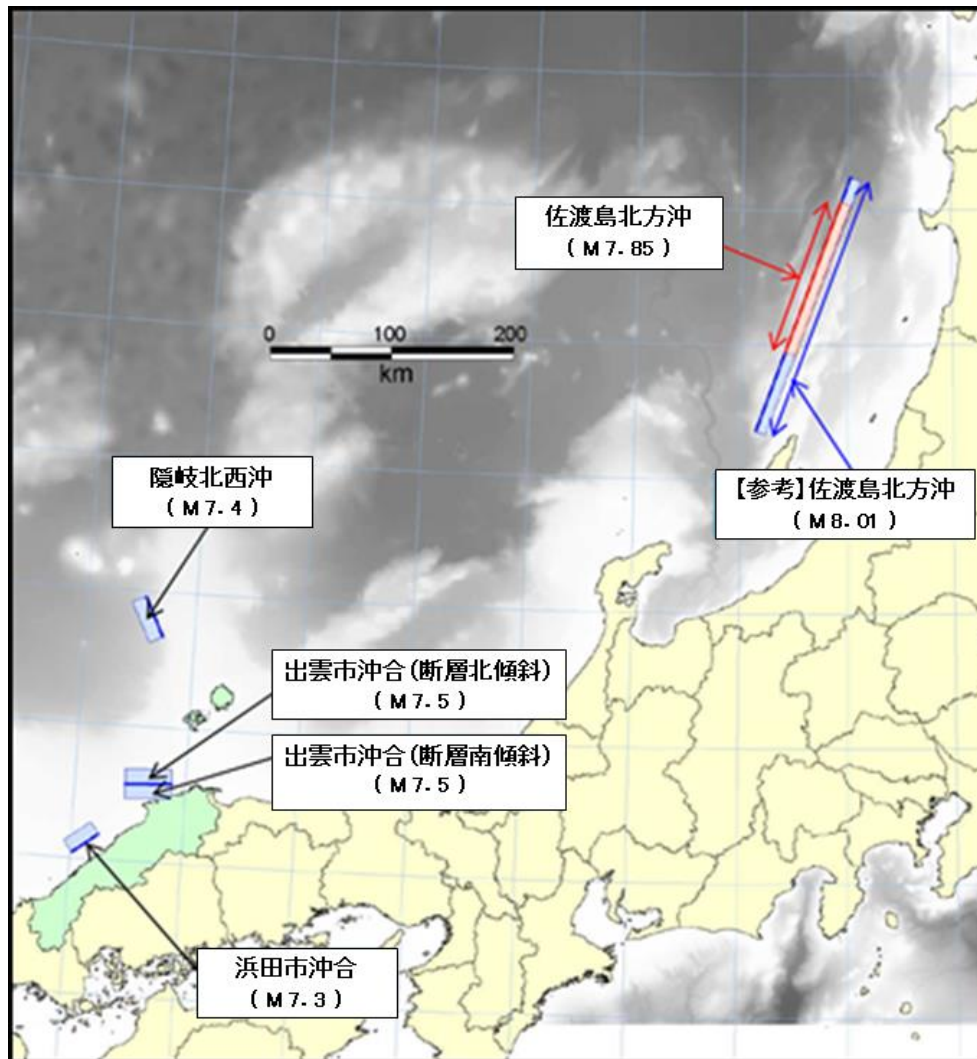
※ ○：想定対象、—：想定対象外

なお、「【参考】佐渡島北方沖の地震 (M8.01)」及び「隠岐北西沖の地震」については、津波浸水想定区域の調査のみ行った。

地震動の想定を対象とした地震の断層位置



津波の想定を対象とした地震の断層位置



### 第3 想定される被害の概要

#### 1 地震動の想定

各地震の最大震度は以下となる。

- ア 宍道断層の地震 震度7
- イ 宍道湖南方の地震 震度6弱
- ウ 大田市西南方の地震 震度7
- エ 浜田市沿岸の地震 震度7
- オ 弥栄断層帯の地震 震度6強
- カ 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震 震度6強
- キ 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震 震度6強
- ク 浜田市沖合の地震 震度6強

#### 2 液状化の想定

表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測した。

##### ア 宍道断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市においても極めて高い箇所が見られる。

##### イ 宍道湖南方の地震

出雲平野を中心に液状化危険度極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

##### ウ 大田市西南方の地震

大田市街地を中心に液状化危険度が極めて高い。浜田市、出雲市、美郷町（旧邑南町）でも極めて高い箇所が見られる。

##### エ 浜田市沿岸の地震

浜田市、江津市の沿岸の一部で液状化危険度が極めて高い。

##### オ 弥栄断層の地震

益田市西部で液状化危険度が極めて高い。浜田市沿岸の一部でも極めて高い箇所が見られる。

##### カ 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震

出雲平野の広範囲にわたり液状化危険度が極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

##### キ 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震

出雲平野の広範囲にわたり液状化危険度が極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、大田市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

##### ク 浜田市沖合の地震

浜田市、江津市、大田市の沿岸の一部で、液状化危険度が極めて高い。

## 3 被害想定調査結果

被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬5時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地 (箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)	想定なし				
被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363	
	半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616	
地震火災	出火	出火件数(件)	3	-	0	1	0
	延焼	焼失棟数(棟)	554	-	1	1,090	0
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	71	1	3	21	1
		負傷者数(人)	913	47	125	326	53
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)	18	3	9	30	13
		負傷者数(人)	335	66	165	575	253
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)	3	1	0	1	0
		負傷者数(人)	39	10	6	10	4
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	1	0	0	0	0
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	10	-	0	16	0
		負傷者数(人)	34	-	0	55	0
	被害合計	死者数(人)	102	5	12	68	14
負傷者数(人)		1,322	123	296	966	310	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（冬5時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合	
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19	
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15	
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-	
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6	
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266	
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56	
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126	
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50	
		半壊数(棟)		247	425	117	
	津波による建物 被害	全壊数(棟)		174	31	2	5
		半壊数(棟)		587	349	66	31
被害合計	全壊数(棟)	174	1,154	1,650	117		
	半壊数(棟)	587	6,631	9,116	540		
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	0	1	-	
	延焼	焼失棟数(棟)		1	2	-	
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	10	0	
		負傷者数(人)		211	321	17	
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		7	12	3	
		負傷者数(人)		136	235	64	
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		2	2	0	
		負傷者数(人)		24	28	3	
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		0	0	0	
		負傷者数(人)		0	1	0	
	津波による死者	死者数(人)		0	139	20	24
	火災による死傷者	死者数(人)		想定なし	0	0	-
負傷者数(人)		0	0		-		
被害合計	死者数(人)	0	152	44	27		
	負傷者数(人)	0	371	585	84		
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654	
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495	
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52	
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97	
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-	
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18	
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-	
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21	
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372	
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739	
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182			
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941	
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32	
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13	
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417	
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31	
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-	
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-	
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156	
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331	

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

## 被害想定結果一覧表（陸域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地 (箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	2,151	28	210	718	63
		半壊数(棟)	8,446	857	2,419	3,451	915
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)	想定なし				
被害合計	全壊数(棟)	2,874	702	550	1,220	351	
	半壊数(棟)	10,200	2,616	3,288	4,617	1,579	
地震火災	出火	出火件数(件)	10	0	1	4	0
	延焼	焼失棟数(棟)	929	0	3	1,134	1
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	49	1	3	14	1
		負傷者数(人)	708	49	92	232	44
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)	7	1	4	13	6
		負傷者数(人)	132	25	70	255	116
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)	1	0	0	0	0
		負傷者数(人)	35	10	5	13	5
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	37	0	0	18	0
負傷者数(人)		126	0	1	63	0	
被害合計	死者数(人)	96	2	7	45	7	
	負傷者数(人)	1,025	90	172	569	167	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1～3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1～3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2	-	-	3	-
孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-	
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。



被害想定結果一覧表（海域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合	
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19	
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15	
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-	
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	231	541	5	
		半壊数(棟)		3,836	6,140	263	
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56	
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126	
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50	
		半壊数(棟)		247	425	117	
	津波による建物 被害	全壊数(棟)		174	31	2	5
		半壊数(棟)		587	349	66	31
被害合計	全壊数(棟)	174	1,127	1,530	116		
	半壊数(棟)	587	6,445	8,762	537		
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	1	3	-	
	延焼	焼失棟数(棟)		2	9	-	
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	7	0	
		負傷者数(人)		167	220	16	
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		3	5	2	
		負傷者数(人)		55	98	29	
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0	
		負傷者数(人)		14	16	1	
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	1	0	
		負傷者数(人)		24	31	4	
	津波による死者	死者数(人)		0	103	12	17
	火災による死傷者	死者数(人)		想定なし	0	0	-
負傷者数(人)		0	2		-		
被害合計	死者数(人)	0	112	26	19		
	負傷者数(人)	0	260	367	50		
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654	
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495	
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52	
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97	
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-	
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18	
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-	
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21	
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372	
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739	
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182			
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941	
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32	
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13	
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417	
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31	
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-	
孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-		
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156	
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331	

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、

地震動による被害想定は行わない。

被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地 (箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)	想定なし				
被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363	
	半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616	
地震火災	出火	出火件数(件)	29	0	3	10	1
	延焼	焼失棟数(棟)	1,653	0	13	1,490	3
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	58	1	3	17	1
		負傷者数(人)	764	47	103	261	46
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)	10	2	5	18	8
		負傷者数(人)	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)	2	1	0	1	0
		負傷者数(人)	46	12	6	16	6
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	59	0	1	52	0
負傷者数(人)		200	0	2	175	1	
被害合計	死者数(人)	131	4	9	88	9	
	負傷者数(人)	1,222	101	212	799	209	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2	-	-	3	-
孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-	
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合	
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19	
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15	
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-	
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6	
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266	
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56	
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126	
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50	
		半壊数(棟)		247	425	117	
	津波による建物 被害	全壊数(棟)		174	31	2	5
		半壊数(棟)		587	349	66	31
	被害合計	全壊数(棟)		174	1,154	1,650	117
		半壊数(棟)		587	6,631	9,116	540
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	4	9	0	
	延焼	焼失棟数(棟)		10	29	0	
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	8	0	
		負傷者数(人)		177	248	16	
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		4	7	2	
		負傷者数(人)		78	136	39	
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0	
		負傷者数(人)		14	16	1	
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	2	0	
		負傷者数(人)		30	39	5	
	津波による死者	死者数(人)		0	116	15	19
	火災による死傷者	死者数(人)		想定なし	0	1	0
負傷者数(人)		2	5		0		
被害合計	死者数(人)	0	126	34	21		
	負傷者数(人)	0	301	444	61		
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654	
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495	
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52	
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97	
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-	
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18	
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-	
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21	
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1~3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372	
	疎開者	疎開者数(人) (1~3日後)	1,758	6,584	8,144	739	
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182			
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941	
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32	
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13	
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417	
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31	
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-	
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-	
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156	
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331	

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

#### 4 地震災害シナリオ

被害想定調査結果を基に、各想定地震・津波が発生した場合の被害と、県、市町村及び防災関係機関（以下「県等」）の対応を、時間経過に即して地震災害シナリオとして示す。

##### (1) 宍道断層の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1規模の地震が発生。松江市で震度7の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市を中心に火災が29件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約1,700棟の建物が焼失する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約3,300棟、半壊約10,700棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約130人、負傷者約1,200人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約3.1万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約11.1万食/日、飲料水約140トン/日、毛布は寒い時期であり約6.2万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、松江市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の市民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1.1万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

##### (2) 宍道湖南方の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、宍道湖南方を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。雲南市の一部で震度6弱の揺れを観測し、雲南地区を中心に甚大な被害が発生する。松江・出雲地区では、揺れによる被害のほか、液状化による被害が大きい。

平日の5時という多くの市民が睡眠中の時間帯に発生した地震のため、火災は発生せず、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約710棟、半壊約2,600棟、人的被害は死者5人、負傷者約120人にのぼる。

松江・出雲・雲南地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1日後には約4,700人が避難所へ避難する。最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約35トン/日、毛布は寒い時期であり約9,300枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町

村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達を行う。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,600人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

雲南・松江・出雲地区を中心に被害を受けるが、県等による迅速、的確な応急対策活動の実施に取り組むことができる。

### (3) 大田市西南方の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、大田市西南方を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。大田市の一部で震度7の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。

平日の5時という多くの市民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約590棟、半壊約3,400棟、人的被害は死者12人、負傷者約300人にのぼる。

大田市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約4,800人となり、最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約40トン/日、毛布は寒い時期であり約9,600枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,300人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大田市では甚大な被害が発生し、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

### (4) 浜田市沿岸の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、浜田市沿岸を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。浜田市の一部で震度7の揺れを観測し、浜田市、江津市を中心に甚大な被害が発生する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、浜田地区の主要駅周辺では帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしているときであり、浜田市を中心に火災が10件発生し、消火活動を行うものの、24時間後には約1,500棟の建物が焼失する。

地震による揺れや急傾斜地崩壊などで、全壊約1,400棟、半壊約4,900棟の建物被害が発生する。

浜田地区を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約90人、負傷者約800人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

浜田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約8,000人にのぼり、最低でも食料は約2.9万食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約1.6万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着

しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約3,600人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

浜田市、江津市では甚大な被害を受け、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ確かな指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

#### (5) 弥栄断層帯の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6規模の地震が発生。益田地区で震度6強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。

平日の5時という多くの市民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約360棟、半壊約1,600棟、人的被害は死者14人、負傷者310人にのぼる。

益田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約2,700人となり、最低でも食料は約9,600食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約5,300枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約650人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

益田地区を中心に被害を受け、市町役場では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速な指示や応援等に取り組むが、県東部から被災地までの距離が遠く、迅速な応急対策活動の実施には他県からの応援も必要となる。

#### (6) 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、出雲市沖合（断層北傾斜）を震源とするマグニチュード7.5規模の地震が発生。松江市、出雲市の一部で震度6強の揺れを観測し、大きな被害が発生する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、出雲市の沿岸では地震発生3分後に第一波（20cm）の津波が到達し、16分後に約4mの最大波が到達する。隠岐地区でも2mを超える津波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって市民に避難を指示する。一部の市民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの市民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により約140人の死者が発生する。

建物被害は、松江市、出雲市、隠岐地区を中心に、津波により、全壊31棟、半壊約350棟、床上浸水約360棟、床下浸水約600棟、地震の揺れや液状化により、全壊約1,100棟、半壊約6,300棟が発生する。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約1.

2万人を超え、最低でも食料は約4.4万食/日、飲料水約100トン/日、毛布は寒い時期であり約2.5万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約4,000人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

県庁周辺については、建物・設備に被害を受けるところがあるが、致命的な被害は多くない。松江市や出雲市の、被害の大きい沿岸地域及び液状化による被害地域を中心に、応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

隠岐地区に対しては、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣を行う。

#### (7) 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震（平日冬18時）

冬の平日18時頃、出雲市沖合（断層北傾斜）を震源とするマグニチュード7.5規模の地震が発生。松江市、出雲市の一部で震度6強の揺れを観測し、大きな被害が発生する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、出雲市の沿岸では地震発生1分後に第一波（20cm）の津波が到達し、26分後に約3mの最大波が到達する。隠岐地区でも2mを超える津波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって市民に避難を指示する。

出雲市や大田市等で一部の市民の避難が間に合わず、津波により15人の死者が発生する。また、出雲市、隠岐地区を中心に全壊2棟、半壊66棟、床上浸水約240棟、床下浸水約600棟の建物被害が発生する。

一方、地震の揺れや液状化による建物被害が大きく、松江市、出雲市を中心に全壊約1,600棟、半壊約9,100棟が発生する。

平日の18時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、主要駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。また、出雲市を中心に火災が発生し、消火活動の末鎮火するが、29棟が焼失する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市、出雲市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約1.6万人を超え、最低でも食料は約5.8万食/日、飲料水約120トン/日、毛布は寒い時期であり約3.2万枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

道路の寸断により4地区の集落が孤立する。孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送を行う。道路の復旧に長期間を要する場合には、当該集落の市民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約4,900人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

県庁周辺については、建物・設備に被害を受けるところがあるが、致命的な被害は多くない。松江市や出雲市の被害の大きい沿岸地域や液状化による被害地域を中心に、応急対策活動の

実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

隠岐地区に対しては、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣を行う。

#### (8) 浜田市沖合の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、浜田市沖合を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。浜田地区の一部で震度6強の揺れを観測し、浜田・大田地区を中心に被害を受ける。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、浜田地区の海岸では地震発生6分後に第一波(20cm)の津波が到達し、10分後に2.7mの最大波が到達する。

気象庁から島根県の沿岸には津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって市民に避難を指示する。

一部の市民は地震後すぐに避難を開始するが、多くの市民は睡眠中に起きた地震であるため避難開始が遅れ、津波により24人の死者が発生する。また、全壊5棟、半壊31棟、床上浸水約200棟、床下浸水約460棟の建物被害が発生する。

一方、地震の揺れや液状化による建物被害は、浜田・大田地区を中心に全壊約110棟、半壊約510棟が発生する。また、建物被害等により死者3人、負傷者84人が発生する。

浜田・大田地区では、避難する人が増え、1日後の避難所への避難者は約1,400人、最低でも食料は約5,000食/日、飲料水5トン/日、毛布は寒い時期であり約2,700枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約400人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD(心的外傷後ストレス障害)へのケアが必要になる。

浜田・大田地区の沿岸部を中心に被害が発生するが、応急対策活動に物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

#### (9) 佐渡島北方沖の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、佐渡島北方沖を震源とするマグニチュード7.85規模の地震が発生。震源が遠いことから、島根県における地震の揺れは極めて小さく、揺れによる被害は発生しない。

しかし、海域を震源とする地震のため津波が発生し、気象庁から島根県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって市民に避難を指示する。

朝5時という時間から、睡眠中で地震に気が付かない市民も多いが、津波到達時間まで、早い地区でも地震発生から70分程度あり、消防団や自主防災組織等の地域市民の協力により、災害時要援護者の避難支援をはじめ、きめ細かい避難対応を行う事ができ、島根県内での津波による人的被害は防ぐことができる。

一方、松江、隠岐地区では、最大約10mの津波が到来し、全壊約170棟、半壊約590棟、床上浸水約970棟、床下浸水約1,500棟の甚大な建物被害が発生する。

松江、出雲、隠岐地区を中心に、建物被害を受けた避難者が増加する。1日後の避難所に避難する人は約3,300人、最低でも食料は約1.2万食/日、飲料水約10トン/日、毛布は寒い時期であり約6,500枚(1人2枚)が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,700人が避難所に避難する状況である。応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって避難者への住宅供給を図る。

避難者や被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD



D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大きな被害を受けた松江市や出雲市の沿岸地域を中心とする応急対策活動は、物的・人的資源に大きな制約はない状況下で取り組むことができる。

一方、隠岐地区は離島のため、自衛隊、海上保安庁等の船舶・航空機により物資、人的派遣が必要となる。

## 第6章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

### 第1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

市、県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
雲南市	(1) 雲南市防災会議に関する事務 (2) 市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島根県	(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島根県警察本部 (雲南警察署)	(1) 災害情報の収集及び連絡に関すること (2) 災害実態の早期把握に関すること (3) 避難誘導及び救出及び救護に関すること (4) 緊急交通路の確保に関すること (5) 行方不明者の捜索及び検視に関すること (6) 被災地における社会秩序の維持に関すること (7) 地域安全活動に関すること (8) 広報及び各種相談の受理に関すること (9) 関係機関の活動に対する支援及び協力に関すること
雲南消防本部 (雲南消防署)	(1) 災害に対する予防、防御及び拡大防止対策に関すること (2) 消防資機材の整備充実と訓練の実施に関すること (3) 災害時における人命救助対策に関すること (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方行政機関	中国総合通信局	(1) 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） (2) 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 <u>(4) 災害対策用移動電源車の貸与</u>
	中国財務局 <u>(松江財務事務所)</u>	<u>(1) 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付</u> <u>(2) 金融機関等に対する特別措置の指示</u> <u>(3) 国有財産の無償貸付等</u> <u>(4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会</u>

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	島根労働局	(1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施
	中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること (7) 主要食糧の供給に関すること
	近畿中国森林管理局	(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 (2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害対策に必要な木材の供給
	中国経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
	中国四国産業保安監督部	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方行政機関	中国地方整備局	(1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 (6) 災害時における交通確保 (7) 海洋の汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
	中国運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 輸送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 船舶運航事業者に対する航海命令 (5) 自動車運送事業者に対する運送命令
	大阪航空局	(1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区气象台 <u>(松江地方气象台)</u>	<u>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をおこなうこと</u> <u>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること</u> <u>(3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること</u> <u>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること</u> <u>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと</u> <u>(6) 災害の発生が予想される時や、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の開設等を適宜行うこと</u> <u>(7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</u>
	中国四国地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整
	中国四国防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 災害時における米軍部隊との連絡調整

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊出雲駐屯地	(1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定公共機関	日本銀行	(1) 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること
	日本赤十字社	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社	(1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	西日本電信電話株式会社 社島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	<u>(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧</u>
	KDD I 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社NTT 中国支社島根支店	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	<u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	<u>(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧</u>
	日本郵便株式会社 中国支社	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関 日本通運株式会社 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	(1) 陸路による緊急輸送の確保
中国電力株式会社	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保
一畑バス株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保 (2) 運航車両等の安全管理及び事故対策
株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン 放送株式会社 日本海テレビジョン放 送株式会社 株式会社FM山陰	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
島根県LPガス協会	(1) LPガス施設の防災管理と災害復旧 (2) LPガスの供給
島根県トラック協会	(1) 陸路による緊急輸送の確保

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
その他公共的機関及び防災上重要な施設の管理者 土地改良区	(1) 水門、水路、溜池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
全国農業協同組合連合 会島根県本部	(1) 緊急物資の調達 (2) 陸路による緊急輸送の協力
農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力
森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
商工会等	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
病院等経営者	(1) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
一般運輸業者	(1) 緊急輸送に対する協力
ダム施設の管理者	(1) ダム等施設の防災管理
溜池管理者	(1) 農業用溜池等の防災管理
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
社会福祉施設経営者	(1) 被災者の保護についての協力
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
危険物等の管理者	(1) 危険物等の保安措置
都市ガス関係機関	(1) ガス施設等の防災管理と災害復旧 (2) 都市ガスの供給
エルピーガス取扱機関	(1) エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 (2) エルピーガスの供給

## 第2 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務

### 1 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

### 2 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

### 3 市の責務

市は、基礎的な地方公共団体として、当該市の地域並びに当該市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は市の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

### 5 市民及び事業所の責務

市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市が処理する防災業務について、自発的に協力する。

#### (1) 市民の責務

ア 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、日頃から自主的に地震・津波災害に備える必要がある。

イ 市民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。

ウ 市民は、地震・津波災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び市が実施する防災業務について、自発的に協力し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

#### (2) 事業所の責務

ア 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に

従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市町村が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

イ 事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。



## 第7章 計画の運用等

### 第1 平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

#### 1 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

市及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施に当たり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものであるかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努めるものとする。

また、市及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

#### 2 災害応急対策計画等の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、市及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

県及び市は、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

### 第2 災害時の運用

発災時においては、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。